

【重要】電力買取料金のお支払い時期変更(前倒し)および 約款改定のお知らせ

2026年1月吉日

発電買取のお客様各位

株式会社能勢・豊能まちづくり

平素は弊社電力買取サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当社では、お客様へのサービス向上を目的として、2026年3月1日付で「電力買取受給契約約款」を改定いたします。

今回の改定により、これまで「毎年6月末日」としていた買取料金のお支払い時期を2ヶ月前倒しし、「毎年4月末日」へと変更いたします。これにより、2026年においては前年度分の売電代金をより早期にお受け取りいただけるようになります。

主な改定内容は以下の通りです。

1. 主な改定内容

① お支払い時期の変更(2ヶ月前倒し) 年1回の買取料金のお支払い時期を、従来の「6月末日」から「4月末日」へ変更いたします。

※自治体・法人様との売電が増えて支払いを年度会計に合わせたいというご要望が多くなってきたための措置です。

※2026年3月検針分までの算定額より、新規定に基づき2026年4月末日にお支払いいたします。

※お支払いサイクルと合わせ契約期間も3月末更新と変更させていただいております。

② 契約終了(廃止・解約)時の精算期間を短縮 売電先の切り替えや設備撤去等により契約が終了した場合の最終精算も、これまでの「翌年6月末」から「終了日の属する月の翌々月末日」へと大幅に短縮し、速やかにお支払いを行います。

③ 正確な情報登録へのお願い(免責事項の整理) 名義、連絡先、口座変更等の際は速やかな届出をお願いいたします。届出がないために振込エラーや通知の不達が発生した場合、当社ではお支払いの遅延等の責任を負いかねますので、正確な情報登録にご協力をお願い申し上げます。

④ お支払い口座不備等に関する「消滅時効」規定の整備 口座情報の不備により通知後も長期にお支払いが完了しない場合、本来の支払期日から5年を経過した時点で、当社は支払義務を免れる(消滅時効を援用する)ことができる規定を整備しました。

⑤ 解約プロセスの適正化(調達方針に基づく改定) 当社の環境・地域共生型を重視する再エネ調達方針に基づき、特に地上設置の太陽光発電を念頭において「虚偽の届出」や「条令または公序良俗違反」を解約事由に明記しました。

主な新旧対照表を文末に示します。

2. 改定実施日

2026年3月1日

3. 改定後の約款・定義書の確認方法

改定後の全文は、弊社ホームページ(<https://nose-toyono.com/electricity-delivery/solar/>)にてご確認いただけます。

※現在のご契約内容の買取単価に変更はございません。

※解約手数料・違約金は引き続き「無料」です。今回の改定後も、契約期間中における解約に伴う違約金、精算金その他の費用は発生いたしません。

※この改定に関して、お客さま側でのお手続き不要です。

※ご登録内容(氏名、連絡先(電話・メール)、振込先口座、および設備の増設・減設等)に変更がある場合は、速やかに当社にご連絡下さい。

本件に関するお問い合わせは、弊社までご連絡ください。

今後とも能勢・豊能まちづくりをよろしくお願ひ申し上げます。

以上

電力買取受給契約約款 主な新旧対照表(2026年3月1日改定版)

項目・条数	旧 (2024年4月1日実施版)	新 (2026年3月1日改定)	改定の理由・ご説明
契約期間 (第7条)	契約期間は、受給開始日から最初に到来する <u>5月末日</u> まで。	契約期間は、受給開始日から最初に到来する <u>3月末日</u> まで。	お支払い時期と契約年度の区切りを一致させるためです。
定例の支払時期(第15条 第1項)	毎年3月検針分までの算定額を、翌 <u>6月末日</u> までに支払う。	毎年3月検針分までの算定額を、翌 <u>4月末日</u> までに支払う。	売電代金を一般的な事業年度単位合うように、お支払い時期を2ヶ月前倒しいたしました。
契約終了時の支払時期 (第15条 第1項二)	(具体的な短縮規定なし。原則翌年6月まで)。	契約終了日の属する月の翌々月末日までに支払う	契約を終えられた際の精算を速やかに行い、お客さまをお待たせしないようにいたしました。
受領権限の放棄(時効) (第15条第11項)	(具体的な規定なし)	口座不備等で支払いができないまま、本来の支払期日から5年を経過した際、受領権限が消滅する規定を整備しました。	長期間お支払いが完了できないケースに備えた規定ですが、まずは正確な振込先情報の維持をお願いしております。
損害賠償等(免責事項 (第20条 第2項イ)	お客さまの責めに帰すべき事由による損害について、当社は責任を負わない旨の原則規定。	変更届出の遅延や口座情報の不備等によって生じた通知の不達、お支払いの遅延、契約管理上の不具合についても、当社が責任を負わないことを明確化しました。	お客さま情報の不備によるお支払いの遅れやトラブルから当社を免責し、正確な情報の届出(第6条)をお願いするための整理です。
電力受給契約の解約 (第25条)	一般的な遵守事項の違反に対する規定となっていました。	お客さまの申込みに際し、届け出た事項に虚偽または重大な相違があることが判明した場合や、条例または公序良俗に反する行為を行った場合にも解約可能な内容としました。	主に地上設置太陽光発電を念頭において環境や地域共生型を重視する当社の調達方針に合致する調達となるよう明記しました。
出力制御の免責 (第19条)	協力依頼に関する一般的な記載	出力制御による売電機会の損失について、当社は補償等の義務を負わないことを明記しました。	送配電事業者の要請による発電制限時のルールを明確化し、将来的なトラブルを防止するために整備いたしました。
工事費負担金 (第29条)	工事費負担を...申し受けける。	送配電事業者から請求される工事費等は、「その全額をお客さまの負担」とすることがより分かりやすくなるよう修正しました。	表現がやや分かりにくかったため、設備改修や増設に伴う費用負担の責任の所在をはつきりさせました。中身の変更はございません。